

下関市営渡船「蓋井丸」定期検査及び修繕 特記仕様書

第1 総則

1 趣旨

下関市営渡船「蓋井丸」（以下「本船」という）の令和9年度に実施する定期検査、修繕の内容及び受注者が遵守すべき事項を定める。

2 修繕の目的

船舶安全法及びその他の関係法令に基づく定期検査の各種法定検査の準備・手続を行い、必要な補修を行い、検査に合格すること。また、令和5年6月の海上運送法等改正に伴う改良型内部収容型救命浮器の設置（メーカー納期 5～6ヶ月）を行うために令和8年度に製品を購入し、定期検査と同時に臨時検査を受検、合格すること。

3 履行期間

契約締結日から令和9年7月30日（金）まで

定期検査は、船舶検査証書の有効期限令和9年6月29日までに検査を完了するものとし、上下架を伴う期間については、監督職員と文章により協議を行い、決定する。

4 施工範囲

- （1）この仕様書に明記されていない場合又は、仕様書に関して疑義ある事項が発生した場合には、監督職員と協議の上、決定すること。
- （2）船舶検査の受検手続及び受検に要する経費は請負金額に含むこと。
- （3）整備、検査及び各試運転に必要な調整について責任を持って行うものとし、それに要する費用（出張費用等を含む。）は請負金額に含むこと。
- （4）機器の脱着、搬送及びそれに付帯する修繕の費用は請負金額に含むこと。
- （5）改良型内部収容型救命浮器については、公益財団法人「日本財団」が実施している「小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金」を活用するため、補助金の申請に必要となる資料を作成すること。
- （6）浮器の改良に伴う船舶備付図書の更新を行うこと。

5 注意事項

- （1）受注者は、検査の種類、検査箇所及び検査時期等について、船舶検査官と十分に協議し、契約締結後、速やかに監督職員に工程表を提出すること。
- （2）受注者は関係法令、契約書及び仕様書の規定を遵守するとともに監督職員の指示に従うものとする。
- （3）本仕様書に記載されている修繕内容以外に関係法令に定められている事項又は必

要とする修繕が発生した場合は、修繕内容、修繕期間及び費用について監督職員と協議し、担当職員の承認を得た後に実施すること。

- (4) 受注者は、船体、機器及びその他、市の所有物を損傷しないよう、必要な予防措置を講じること。
- (5) 受注者は、修繕の実施に関し、船体等の損傷又は機器等の異常を発見した時は、速やかに監督職員に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (6) 修繕に当たっては、常に整理整頓を励行し本船、本船職員及び作業員の危険防止に配慮すること。
- (7) 修繕期間中、必要と認める箇所には、養生を施すこと。また、監督職員が指示した箇所にも養生を施すこと。
- (8) 船体、その他の属具の管理は、受注者側で行うこと。また、修繕によって発生した廃棄物（各機器の廃油等を含む）は、全て受注者側が適正に廃棄処分を行うこと。
- (9) 修繕等の完了時には、機関室等の清掃を行うこと。

6 施設等の提供

造船所入港から出港までは、本船に電気（220V）を供給すること。また、必要があるときは、待機室及び駐車場を用意すること。

7 使用する材料等

- (1) 交換部品及び材料については、全て受注者がその費用で手配すること。
- (2) 交換部品及び材料は、全て新品の純正部品、JIS 規格品又は監督職員の承認を得た同等以上の品質のものを使用すること。
- (3) 交換部品については、通常開放、整備に交換を要するパッキン、Oリング、割ピン、座金等は交換すること。
- (4) 改良型内部収容型救命浮器については、日本財団が実施している「小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金」の対象品とする。

8 業務上の注意

- (1) 各機器の分解調整を行う時は、専用工具を使用し、分解後、各部品の清掃調整の上組立てを行い、更に機器全体としての調整を行うこと。
- (2) 各機器の分解調整を行う時は、取扱説明書を参照の上、細心の注意をもって入念に行うこと。
- (3) 分解調整を行う主要箇所は、計測を行うこと。
- (4) 各機器の分解調整中、損傷及び著しい摩耗等を発見した時は、担当職員に報告すること。
- (5) 分解した機器は、洗浄、シール類及び消耗部品の交換を行うこと。また、復旧後は、圧力テスト等、必要な調整を行い、作動テストの前に確実に復旧できているこ

とを確認すること。

9 損失補償

受注者の責めに帰すべからざる場合を除き、修繕中に発生した事故等により損害が発生した場合は、受注者が一切の責任を負い、受注者が自らの費用負担により修繕又は損失を補償すること。

10 完成報告

受注者は、国等への申請書控え、検査記録表、各種効力試験等の計測記録及び写真記録等を添付した完成報告書2部を監督職員に提出すること。なお、写真記録は各修繕の施工状況を明らかにするため、修繕作業内容毎に修繕前、修繕中及び修繕後の写真を付すること。

第2 主要目

1 船体

船 種：旅客船
船 質：鋼、軽合金
船 型：一層甲板短頭船
航行区域：沿海区域（限定）
主要寸法：全長 25.14m
長さ（登録）：22.41m
長さ（LPP）：21.70m
幅（型）：5.10m
深さ（型）：2.30m
計画喫水：1.30m
総トン数：49 トン

2 検査

船舶安全法 国土交通省運輸局（JG）

3 定員

旅客 80 名
船員 3 名

4 速力

航海速力 約 13.2KT

5 主機関

4サイクルディーゼル 610KW (829PS) 1機1軸

ヤンマー(株)6AYP-WGT×YXH-240 (減速逆転機)

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急措置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りアイドリングストップを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング事業（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用や効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員

等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。